



蜂刺されによる 労働災害防止対策の徹底について

令和6年7月に、当署管内において、屋外で草刈り作業を行っていた労働者が蜂に刺され死亡する労働災害が発生しました。

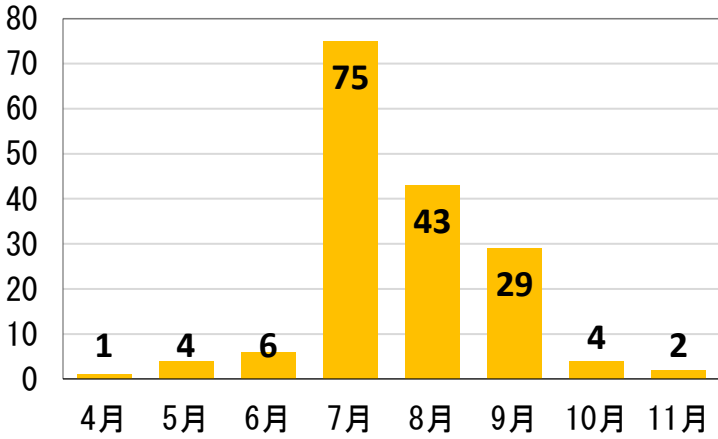
蜂刺されによる労働災害を防止するため、以下のポイントについて確認いただき、必要な対策を講じていただきますようお願いします。

ポイント1 蜂刺されの労災補償状況（盛岡監督署、令和7年度）

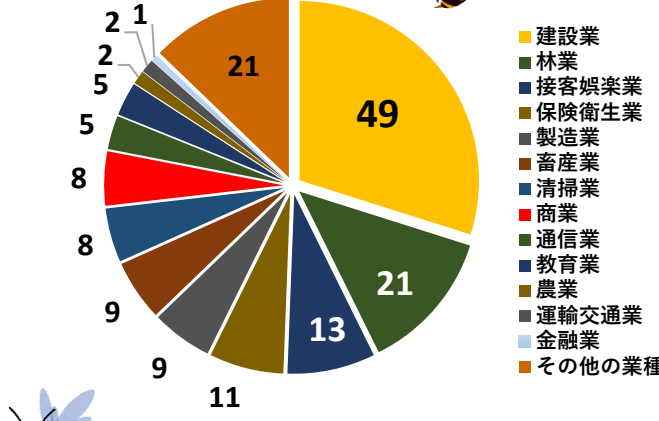
盛岡署管内の令和7年度の蜂刺されによる労働災害発生状況を取りまとめました。全業種で164件、月別では7月が最も多く75件（46%）、業種別では建設業、林業が多く発生していますが、建設業・林業以外の業種が半数以上を占めており、業種を問わず対策を講じる必要があります。

また、盛岡署管内の令和7年度の「熱中症」による労働災害被災者数と比較すると、熱中症：54件に対し、蜂刺され：164件と3倍以上の件数であり、蜂刺され災害件数の多さが際立っています。

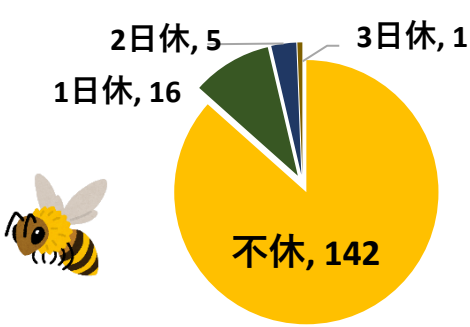
月別発生件数



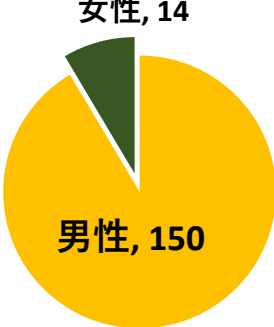
業種別



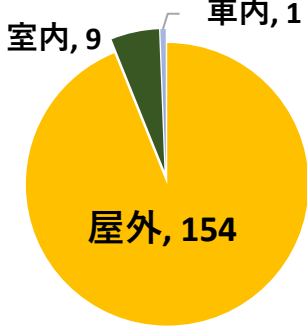
休業日数別



性別



屋内外



ポイント2 蜂の攻撃の特徴

- ❑ 巣に接近すると、警戒態勢ととり、威嚇する。
- ❑ 巣に刺激を加えると、攻撃してくる。手を振り回したり急な動きで刺激され攻撃してくる。

ポイント3 蜂の習性

☑ 服装に注意！

→手や腕、顔などの体の露出部と動きがある箇所が狙われます。

→スズメバチは、黒地の毛皮、ひらひらするもの、黒い長靴やカメラ等にも攻撃を加えます。

☑ 衣服の色に注意！

→スズメバチは「黒」に対して最も激しく反応し攻撃を加えます（天敵の熊として認識）。

反面「白」や「銀」に対する反応は弱く、「黄」に対する誘引性や攻撃性はほとんど認められません。ただし、いったん巣の近くで怒らせると色に関係なく攻撃を加えます。

→アシナガバチはスズメバチほど「黒」に対する攻撃性はありませんが、巣の近くで動くものに対して真っ先に攻撃を加える傾向にあります。

→ミツバチは色にはあまり反応しません。

☑ 匂いに注意！

→蜂は、ヘアスプレー、ヘアトニック、香水等の化粧品や体臭等に対して敏感に反応します。

特にミツバチは、巣の近さに関係なく化粧品等の匂いに興奮することがあります。

→ジュースやスポーツドリンク、飲料水の残りをエサとして近寄ってくる場合があります。

缶の中に潜り込み、唇や口の中を刺されたケースもあります。

ポイント4 蜂に刺されたときの症状

蜂はヒスタミンやセロトニンなどのアミン類を主成分とする「蜂毒」をもっており、皮膚を通して「蜂毒」が体内に吸収されると、激しい痛みのほか様々な症状があらわれます。

〈局所症状〉

- ・刺された箇所を中心に大きく赤い腫れ、かゆみが出る。

〈全身症状〉

- ・刺された箇所だけでなく、体中に症状があらわれる。
- ・軽症、中症、重症、重篤な症状の4つの段階がある。
- ・軽症：顔や体が飲酒時のように赤くなる、全身のかゆみ、だるさ、息苦しさ。
- ・中症：胸の苦しさ、口の渇きやしびれ、腹痛、吐き気、頭痛、めまい、全身のむくみ。
- ・重症：全身の力が抜ける、目が見えなくなる、耳が聞こえなくなる、意識が朦朧とする。
- ・重篤：手や足の痙攣、尿や便を漏らす、意識喪失、血圧の低下、アナフィラキシーショック（即時型アレルギー反応）



ポイント5 蜂に刺されたときの処置

☑ アナフィラキシーの徴候や症状がある場合は、自己注射器（商品名：エピペン®）を注射する。

☑ 刺された場所から離れ、速やかに毒吸引器等で毒を絞り出す。

☑ 毒の周りを遅くするため、患部を冷水で冷やす。

☑ 刺された箇所に、抗ヒスタミン軟膏を塗る。

☑ 手足を刺された場合は、心臓に近い方を止血ゴム管等でしばる。ただし数分間隔で緩める。

☑ 発疹、咳、嘔吐等の症状が見られる場合は、速やかに医師の手当を受けるようにする。

→被災者を救急車等へ移送するときは、決して背負わずに担架で運びます。

→動くことで毒の周りが早くなるため、自力歩行はさせない。



☑ **事前に作業場所を確認し、蜂の生息、蜂の有無を確認する。**

→蜂や蜂の巣を見つけた場合は、振動等の刺激を与えないよう注意し、除去等を行うまでは、近くで作業することを避け、労働者が巣に近寄らないようにしてください。「誘引捕殺（蜂トラップ）」も効果が期待できます。（夏前の設置で女王バチを駆除）



☑ **適切な保護具を備え付け、適切な服装で作業させる。**（労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第594条）

→蜂に刺されると皮膚を通して「蜂毒」が体内に吸収され、健康障害を引き起こすおそれがあります。そのため、蜂に襲われても蜂針が通らない防護手袋や防蜂網など、適切な保護具を備え付け、労働者が常に使用できる状況にしてください。なお、服装は黒色のものを避け、肌を露出しないようにしてください。

防蜂網



☑ **刺された場合に備え、救急用具を備え付ける。**（労働安全衛生法第23条 労働安全衛生規則第633条）

→万が一、蜂に刺された場合に備え、毒吸引器や抗ヒスタミン軟膏等の救急用具を備え付けてください。また、使用方法や置き場を労働者へ周知、誰でも応急措置できる体制を整備してください。



☑ **蜂刺されによる労働災害防止に係る安全教育を実施する。**

→雇入れ時や定例の安全衛生協議会、日々の朝礼等で、蜂の習性や特徴、蜂刺されによる健康障害、保護具や救急用具の使用方法等について安全教育を実施してください。



☑ **緊急時の連絡体制を整備し、全労働者に周知する。**

→緊急時の連絡先、連絡の順序、報告事項等をあらかじめ定め、これを全労働者へ周知してください。また、山林での作業の場合は携帯電話やスマートフォンの通信可能範囲の確認、救急車両の走行経路や待ち合わせ場所の選定を事前に行ってください。



☑ **アナフィラキシーのおそれがある者に自己注射器を携行させる。**

→重篤なアレルギー反応を起こすおそれがある者が蜂に刺された場合、特に2回目以降はアナフィラキシーショックを起こし、死亡する危険があります。そのため、事前に医療機関で蜂アレルギーの検査または診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある労働者には自己注射器（商品名：エピペン®）を携行させてください。

なお、自己注射器の使用には、あらかじめ登録医師の診察と処方が必要です。[専用ウェブサイト](#)から使用方法等の情報が入手できます。

蜂アレルギーの検査方法や自己注射器購入の流れは次のページをご確認ください。



☑ 蜂アレルギーの検査方法

〈皮膚検査〉

・スクラッチテスト…細い針で腕の内側に蜂毒を垂らし、注射針で血が出ない程度に軽くひっかき、一定時間経過後の赤みや腫れの有無を確認する方法。

・皮内テスト…薄めた蜂毒を皮膚の中に注射し、一定時間経過後の反応の大きさを計測する方法。

〈血液検査〉

・RAST法…採血し、血液から蜂毒のIgE抗体というタンパク質の測定量により確認する方法。IgE抗体が多く含まれているとアレルギー症状が出やすくなります。



過去の災害事例

出典：職場のあんぜんサイト労働災害事例

●河川敷の草刈り作業中にアシナガバチに刺され、死亡

●事故の型：その他 ●起因物：その他の環境等（蜂） ●業種：河川土木工事業

●発生状況：甲河川の護岸工事にあたり、まず、河川敷の草の下刈り作業を行うことになった。作業員5名が、等間隔に横1列に並び、刈払機により下刈りをしながら前方へ進む方法で作業を始めた。午前中、作業員A、Bの2名が作業中に、左手首をアシナガバチに刺されたが、両名とも少々腫れる程度で身体に異常はなかったため作業を続けた。午後3時の休憩が終了し、作業を再開したが、今度は作業員Cが左手首をアシナガバチに刺された。Cは、持参していたアンモニア水を左手首に塗布したが、痛みがとれなかった。そのため、約5mほど離れた甲川の中洲へ行って刺されたところを冷やしていたところ、突然その場に倒れてしまった。これを見ていた他の作業員たちは、Cを救出するとともに、救急車を呼んで病院に収容した。なお、Cの服装は、保護帽・半袖・地下足袋で、軍手は支給されていたが、使用はしていなかった。また、災害発生当日は、7月中旬の真夏日であった。後になって分かったことであるが、Cは、約5年前にハチ(種類不明)に刺されて入院したことがあるとのことであった。

●原因

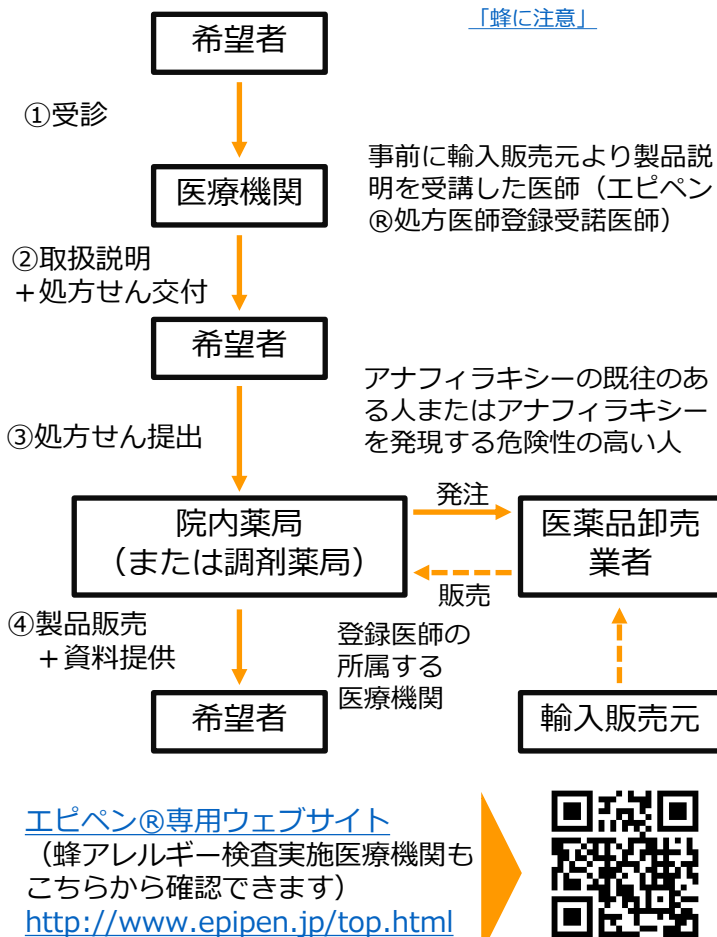
- 1 被災者は、過去にハチに刺されて入院した際に、ハチアレルギーの症状を持っていることが分かっていたにもかかわらず、当該作業に従事したこと。
- 2 半袖で腕を露出したままで作業を行っていたこと。
- 3 ハチ刺されに対する危険性の認識が薄かったこと等。

●対策

- 1 ハチに刺されるおそれのある場所で、作業を行うにあたっては、肌を露出しないように心掛け、長袖の作業着を着用し、軍手等をはめること。また、つばの広い帽子等をかぶり、頭を露出しないこと。
- 2 過去にハチ刺されによってハチアレルギーの症状があった場合には、当該作業のようにハチに刺される危険がある作業に従事させないこと。
- 3 作業員に対してハチに刺された時の救急処置、ハチアレルギーの症状等についての教育を行うこと。

☑ 自己注射器購入の流れ

出典：林業・木材製造業労働災害
防止協会ホームページ
「蜂に注意」



林業・木材製造
業労働災害防止
協会ホームペー
ジ「蜂に注意」



<https://www.rinsaibou.or.jp/safety/bees.html>

職場のあんぜん
サイト
労働災害事例



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/pg/SAI_FND.aspx

盛岡監督署からの
お知らせ



https://jsite.mhlw.go.jp/iwateroudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html